

第1章 計画の策定にあたって

○ 1. 計画策定の趣旨

我が国においては、少子高齢社会の進展、平均寿命の延伸により、生活習慣病が増加し、介護を要する高齢者が増加しており、深刻な社会問題となってあります。

そこで、市民一人ひとりが生活習慣を改善し、発症を予防する健康づくりに取り組むように努めていくことが重要となってきます。

こうした背景を踏まえ、本市では瀬戸市の将来像である「自立し、助けあって、市民が力を発揮している社会」を築くために、前計画の見直しを行うとともに新たな健康づくり施策も視野に入れ、将来の展望を示したものです。

○ 2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、健康増進法第8条第2項に基づくものです。
- (2) 国が策定した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」及び愛知県が策定した「健康日本21あいち計画」を踏まえ、改善すべき生活習慣の目標を具体的な数値で示すことにより、市民自らの取り組みだけではなく、行政や医療保険者、保健医療機関、教育関係機関、ボランティア団体等が自主的・積極的かつ計画的な活動を行うための指針となるものです。
- (3) さらにこの計画は、行政運営の最上位計画である「第5次瀬戸市総合計画」のもとに、福祉部門の総合計画である「瀬戸市地域福祉計画」の下位計画に位置づけられます。そして、「次世代育成支援対策行動計画」「老人保健福祉計画」「介護保険事業計画」「国民健康保険特定健康診査等実施計画」等の関連計画との整合性を図ります。

第5次瀬戸市総合計画

瀬戸市地域福祉計画

障害者福祉基本計画

健康日本21計画

老人保健福祉計画
介護保険事業計画

次世代育成支援
対策行動計画

国民健康保険
特定健康診査等実施計画

○ 3. 計画の基本的な考え方

(1) 健康づくりの基本理念

瀬戸市民がめざす健康のすがたは「瀬戸市民一人ひとりが明るく豊かでいきいきと暮らせる瀬戸のまちづくり」と考えています。

(2) 健康づくりのめざす方向（ヘルスプロモーションとエンパワメント）

ア 瀬戸市民一人ひとりが、健康づくりをめざして毎日の生活の中で積極的に知識を取り入れ、保健行動への意識変容が図れるようにします。

イ 瀬戸市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、地域全体の健康づくり意識を高め、地域ぐるみの健康づくりに発展していくようにします。

ウ 瀬戸市民一人ひとりの価値観・人生観が尊重され、生きがいを持って生活ができるよう、さまざまな健康レベルの人々に対応できる環境づくりに取り組んでいきます。

「環境」には、行政機関、専門機関、民間団体やその他瀬戸市民を取り巻く人々、制度、道路、施設などの様々なものが含まれています。

用語の説明

● ヘルスプロモーション（WHOが提唱）

- 人々が自ら健康をコントロールし、改善することができるようになるプロセス。

ヘルスプロモーションの2本の柱

- ☆住民個人が健康をコントロールする能力を備えるようにすること。
- ☆住民個人を取り巻く環境を健康に資するように改善すること。

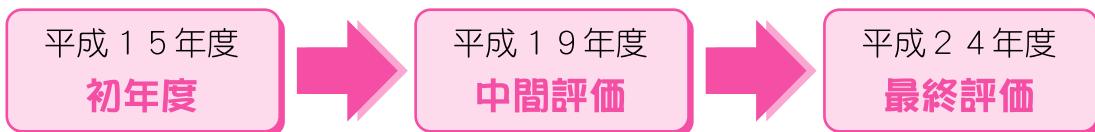
● エンパワメント

- 住民が持っている力を十分に發揮し、物理的・社会的生活条件を変えていく力

○ 4. 計画の期間と評価

- (1) 計画の期間は、平成15年度を初年度として、平成24年度までの10年間です。
(2) 計画期間の中間年度である平成19年度に、計画の中間評価と見直しを行い、平成24年度に計画の最終評価を行います。

なお、国において行われている医療制度改革の内容が「いきいき健康日本21」に影響を与えることが考えられますので、それらのことを勘案しながら、適宜、必要な対応を行っていきます。



○ 5. 計画の策定体制等

計画の策定に際しての具体的な作業の3本柱

- (1) 「いきいき瀬戸21計画推進委員会」による計画の作成

「瀬戸市健康都市推進市民会議」37名の中の「いきいき瀬戸21計画推進委員会」17名が行政と協働し作成しました。

「瀬戸市健康都市推進市民会議」は、健康都市宣言の趣旨に沿って、健康づくり事業の関係機関と連絡調整を図り、市民が一体となった健康づくり事業を推進していくことに賛同する機関団体等をもって構成されています。平成19年9月から本計画策定まで「いきいき瀬戸21計画推進委員会」を開催し、健康づくりに関する課題やニーズの把握、これらの課題等に対する具体的な解決策の検討作業を通して、本計画の素案を作成しました。

- (2) アンケート調査による課題の把握

平成19年度の計画改定作業にあたり、市民の皆さまを取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、計画の見直しを行う必要があるため、策定時とほぼ同様なアンケート調査を一般市民、小学生、中学生、高校生に実施し、広くデータや意見を基礎資料として集めました。

- (3) 国・県の動向や社会情勢の変化

「いきいき瀬戸21 健康日本21瀬戸市計画」が策定された平成15年4月以降、健康増進法の施行、平成20年4月から医療制度改革に伴う老人保健法の改正、高齢者医療確保法、がん対策基本法の施行等、国レベルで大きな制度改革が行われています。本市においても、国・県の最新の動向、社会情勢の変化を踏まえて検証・分析を行い可能な限りその内容を計画に反映しています。

※上記の(1)から(3)の結果等を踏まえ、健康づくり施策をめぐる最新の状況と課題を明らかにし、「いきいき瀬戸21 健康日本21瀬戸市計画」を策定しています。